(二)　併設型小規模介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a　ロ(1)(一)a及びb並びにロ(1)(二)b及びcに該当するものであること。

b　ロ(1)から(3)までのいずれにも該当しないものであること。

ニ　ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(1)　ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(一)　併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a　イ(1)(一)aからdまで及びfからiまでに該当するものであること。

b　通所介護費等の算定方法第十五号に規定する基準に該当しないこと。

(二)　併設型小規模ユニット型介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a　イ(1)(二)a、b、d及びeに該当するものであること。

b　通所介護費等の算定方法第十五号に規定する基準に該当しないこと。

(2)　ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(一)　併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a　イ(1)(一)aからdまで、f及びg並びにイ(2)(一)b及びcに該当するものであること。

b　通所介護費等の算定方法第十五号に規定する基準に該当しないこと。

(二)　併設型小規模ユニット型介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあっては、イ(2)(二)aからcまでに該当するものであること。

ホ　ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(1)　ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(一)　併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a　ロ(1)(一)aからcまで、e及びfに該当していること。

b　通所介護費等の算定方法第十五号に規定する基準に該当しないこと。

(二)　併設型小規模ユニット型介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a　ロ(1)(二)a、b及びdに該当するものであること。

b　通所介護費等の算定方法第十五号に規定する基準に該当しないこと。

ヘ　ユニット型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(1)　ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(一)　併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a　イ(1)(一)a、b、d及びe並びにイ(3)(一)dに該当するものであること。

b　ニに該当しないものであること。